

一般財団法人新潟陸上競技協会への登録手続き等について

1 (総則)

本協会の会員になろうとする者は、本協会施行細則ならびに以下に基づいて、登録しなければならない。

2 本協会の会員は「日本陸連の登録会員ならびに日本陸連の規約のもとで競技する競技者の資格に関する規程」に従わなければならない。

3 (加入団体)

市町村陸協：市町村名を冠した陸上競技協会（以下市町村陸協という）をいう。

クラブ：所属市町村陸協の地域内に拠点を有し、所属市町村陸協の承認を得たものをいい、5名以上をもって組織するもの（以下クラブという）をいう。

ただし、日本陸連が承認した陸上競技の指導者などは、5名未満でも加入団体を組織することができる。

5 (登録の種類)

団体登録：クラブに所属しておこなう登録。団体登録会員はクラブが所属する市町村陸協の所属とする。団体登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属するクラブ名となる。

個人登録：個人でおこなう登録。個人登録会員は、勤務地または居住地の市町村陸協の所属とする。個人登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する市町村陸協名となる。

小学生登録：地区クラブに所属する小学生競技者。

中学生登録：(財)日本中学校体育連盟登録競技者。

高校生登録：(財)全国高等学校体育連盟陸上競技部および定通制部登録競技者。

大学生登録：(社)日本学生陸上競技連合登録者。

6 (登録の期間)

登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

7 (二重登録の制限)

同一年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない。また、2つ以上の市町村陸協に登録することもできない。

ただし、中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）にはいずれか一方の所属でのみ出場できる。

8 (所属の変更)

会員が市町村陸協の所属を変更した場合は、6ヵ月を経過しないと競技会に出場できない。

ただし、転勤・出向などの理由で、新旧市町村陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合この限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧市町村陸協の承認書を添付して、変更後の市町村陸協が本協会に変更申請しなければならない。

9（公認審判員、一般・競技者登録の手続き）

団体登録・個人登録：毎年4月末日までに市町村陸協（事務局）に登録しなければならない。

市町村陸協（事務局）は本協会の資格審査部へ登録会員名簿を提出しなければならない。なお、登録会員の追加、変更があった場合は、そのつど速やかに提出するものとする。（団体・個人⇒市町村陸協⇒新潟陸協⇒日本陸連）

登録料は、次の種別ごとに定める。

一般・競技者は2,100円、S級公認審判員は5,600円、A級公認審判員は4,600円、B級公認審判員は2,600円とする。

小学生登録：小学校の児童の登録に関しては、追って定める。（現在はありません）

中学生登録：中学校の生徒の登録は、学校単位で市町村陸協（事務局）に団体登録するものとする。市町村陸協（事務局）は6月末日までに登録会員名簿を本協会の資格審査部へ提出しなければならない。（各学校単位⇒市町村陸協⇒新潟陸協⇒日本陸連）

登録料は、一人250円とする。

高校生登録：高等学校および定時制、通信制高等学校の生徒の登録は、学校単位で本協会に団体登録するものとする。各高等学校は4月末日まで高体連に登録会員名簿を提出する。高体連は、その提出された登録会員名簿を本協会の資格審査部へ提出しなければならない。（各学校単位⇒高体連⇒新潟陸協⇒日本陸連）

登録料は、一人250円とする。

大学生登録：（社）日本学生陸上競技連合加盟校の学生の登録は、（1）出身高等学校所在地（2）大学所在地（学生の在学している学部、学科のある市町村陸協）（3）居住地のうちのいずれか一つを選択し、各地域学生陸上競技連盟に登録する。

（個人⇒各地域学生陸上競技連盟⇒日本学生陸上競技連合⇒日本陸連⇒新潟陸協）

登録料は、一人100円とする。

以上